

デジタルデータ活用基盤整備業務
「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和6年8月30日

1 業務の目的

県・東京都・国土交通省が既に取得済みの県土全域をカバーする3次元点群データを収集し、オープンデータ化に向けて適切なデータ変換を行い、共有環境（以下、プラットフォームという。）を通じてオープンデータ化することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

デジタルデータ活用基盤整備業務

(2) 委託内容

別紙「デジタルデータ活用基盤整備業務仕様書」（以下、仕様書という）による。

(3) 委託料

予算上限額 金16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 企画提案の参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

(5) 山梨県におけるコンサルタント等の競争入札参加資格のうち、次の業種の認定を受けていること。

○測量業（一般測量・地図の調整・航空測量）

※その認定、参加資格の登録を受けている山梨県内の事務所を有する本社も、この要件を満たすものとする。

(6) 過去5年間の、国または都道府県における同種または類似業務受託実績を有すること。なお、同種類時は以下のとおりとする。

同種：3次元点群データ整備を実施し、そのデータをオープンデータとして公開した業務

類似：航空レーザ計測データ整備、MMSレーザ計測データ整備、3次元点群データ活用業務

4 企画提案に係るスケジュール

企画提案募集開始	令和6年8月30日（金）
質問票の提出期限	令和6年9月 6日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年9月20日（金）午後5時まで
書類審査	令和6年9月24日（火）から9月27日（金）
審査結果通知	令和6年10月2日（水）
契約締結	令和6年10月4日（金）予定

5 企画提案書等の提出

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類を1部提出すること。

ア 誓約書（様式1）

次のイ～キまでの書類を1セットとして、これを企画書と呼び、8部（正本1部、副本7部）提出すること。

イ 企画提案応募申請書（様式2）

ウ 会社概要（様式3）

- ・登録資格の写し、財務諸表の写しを提出すること。

エ 過去5年間の国または都道府県における同種又は類似業務受託実績（様式4）

- ・TECRISの登録番号を記載すること。

- ・TECRISの登録の無いものにあつては、契約書の鏡と業務概要が確認できる特記仕様等の写しを添付すること。

オ 主要となる業務担当要員（予定者）の技能と経歴（様式5）

- ・登録資格の写しを提出すること。

カ 提案書（任意様式）

- ・提案書は原則としてA4判両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3判折込可）とする。

- ・文字の大きさは、日本語表記で11ポイント以上とする。

- ・提案書は仕様書の内容を踏まえ、別紙「審査基準」の評価項目順に記載すること。

- ・提案書には、次の項目を記載すること。

- 業務実施方針

- 業務実施工程

- 業務提案

キ 見積書（任意様式）

- ・仕様書の内容に沿って作成すること。

- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。

- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

(2) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(3) 提出先

「10 問い合わせ先」に提出すること。

(4) 提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

6 企画提案に係る質問

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、以下の質問票（様式6）を提出すること。

- (1) 提出書類
質問票（様式6）
- (2) 提出期限
令和6年9月6日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法
提出は電子メールによる。なお、件名に「デジタルデータ活用基盤整備業務プロポーザル質問」を最初に記すこと。
- (4) 提出方法及び提出先
「10 問い合わせ先」に提出すること。
- (5) 質問に対する回答
質問に対する回答は、適宜山梨県ホームページで公開する。その際、質問者名の記載はしない。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 審査について

- (1) 選考方法
別紙「審査基準」に基づき総合的に審査し、第1位の者を契約締結候補者とする。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (2) 企画提案の無効
次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。
 - ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
 - ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

8 契約

- (1) 契約の方法
第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- (2) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) その他
企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

9 その他

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (2) 契約を締結するまでの間、「3 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

10 問い合わせ先

知事政策局 新事業チャレンジ推進グループ

所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館2階

電話 055-223-1514（直通）

メールアドレス challenge@pref.yamanashi.lg.jp